

福岡市食の安全・安心の確保に関する基本方針（第2次改定）の概要について

1 基本方針策定の背景・趣旨

平成 21 年 4 月に改定した「食の安全安心の確保に関する基本方針」に基づき、食品の安全性確保に関する施策に取り組んできたが、近年、食を取り巻く状況の変化や新たな課題が生じている。

- ・食品の広域流通化による広域的食中毒の発生
- ・子ども食堂などの食の提供主体の多様化
- ・食を取り巻く環境の変化等を背景とした食品衛生法の改正

上記の状況を踏まえ、社会的変化に的確に対応し、福岡市における食の安全・安心の確保に関する施策のさらなる推進を図るため、施策について「食品の安全性確保」と「食の安全・安心に係る信頼関係の構築」の二つの柱を軸に再編し、第2次改定を行うもの。

あわせて、「安全」「安心」をそれぞれ独立するものとして整理し、「食品の安全性」と「食の安心」に係る施策に取り組んでいくことを明示するため、次のとおり改名する。

【現行】 食の安全安心の確保に関する基本方針

【改定後】 食の安全・安心の確保に関する基本方針

2 基本方針の位置づけと本市の目指す姿（【第1章】）

(1) 基本方針の位置づけ（第1章 第1）

○食品安全基本法の理念を踏まえ、本市の食の安全・安心の確保に関する施策に関する基本的事項（以下）を示すものとする。

- ・食の安全・安心の確保に関する施策の方向性
- ・行政、食品関連事業者、消費者の責務及び役割（各主体の共通指針）

○施策の実施にあたっては、関連するほかの計画と整合を図る。

(2) 本市の目指す姿（第1章 第2）

行政、食品関連事業者、消費者がそれぞれの責務と役割を果たしながら、相互理解を深め、連携・協力することにより、「消費者（市民）が、『食の安全・安心』を得ることができる都市」の実現を目指す。

3 関係者の責務と役割（【第2章】）

(1) 行政の責務（本市施策の方針）（第2章 第1）

行政の責務として、本市が取り組む施策の方針を示す。

① 食品の安全性の確保の推進

- ・生産から販売に至るまでの食品の安全性の確保
- ・食品関連事業者の自主的衛生管理の促進
- ・危機管理事案への対応
- ・職員の人材育成と資質の向上

② 食の安全・安心に係る信頼関係の構築

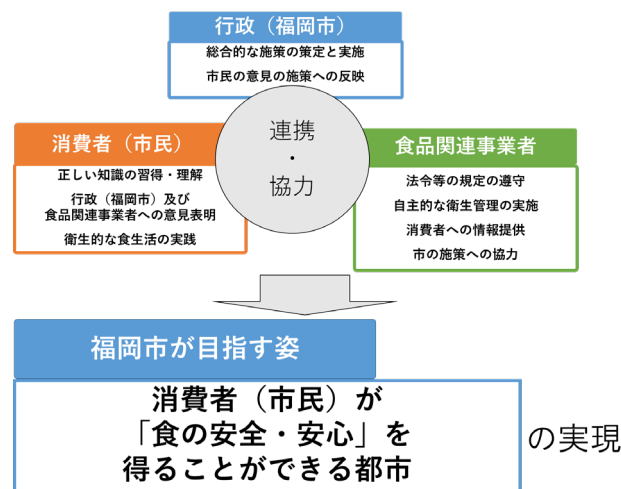
- ・市民への情報提供
- ・リスクコミュニケーションの充実

(2) 食品関連事業者の責務（食品関連事業者の責務に関する行動指針）（第2章 第2）

- ① 法令等の規定の遵守
- ② 食品の安全性を確保するために必要な措置の確実な実施
- ③ 食品等に関する正確で適切な情報提供
- ④ 行政が実施する食の安全・安心の確保に関する取組みへの協力
- ⑤ 消費者からの相談などに対する誠実な対応

(3) 消費者の役割（消費者の役割に関する行動指針）（第2章 第3）

- ① 食品の安全性の確保に関する正しい知識の理解
- ② 行政や食品関連事業者の取組みへの積極的な意見の表明
- ③ 正しい知識に基づく衛生的な食生活の実践



4 施策の推進（【第3章】）

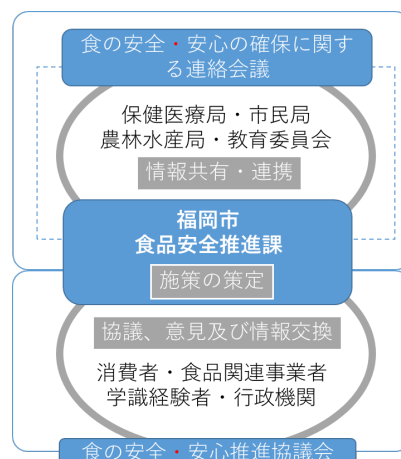
(1) 推進体制（第3章 第1）

- 「食の安全・安心の確保に関する連絡会議」における関係局との施策の共有及び連携
- 「食の安全・安心推進協議会」における消費者、食品関連事業者、学識経験者、行政機関との協議、情報・意見交換

(2) 基本方針の見直し（第3章 第2）

【現行】 必要に応じて見直す

【改正後】食を取り巻く環境の変化や制度改正などがあった場合、必要に応じて見直す。
なお、改定がない場合は、最長で10年が経過した時点で、見直すこととする。



5 行政施策の体系（【第4章】）

施策の柱	個別施策	
食品の安全性の確保	生産から販売に至るまでの食品の安全性の確保	1.1 生産段階における食品の安全性の確保の推進
		1.2 流通拠点における食品の安全性の確保の推進
		1.3 製造・加工、流通、販売段階における食品の安全性の確保の推進
		1.4 食品等検査の実施
		1.5 適正な食品表示の推進
	食品関連事業者の自主的衛生管理の促進	2.1 事業者への情報提供
		2.2 HACCP に沿った衛生管理の推進
		2.3 自主回収報告制度の活用
		2.4 事業者の自主的衛生管理の促進
		2.5 人材育成、養成の支援
危機管理事案への対応	3.1 食中毒発生時、違反食品発見時の対応	
	3.2 危機管理体制の整備	
食の安全・安心に係る信頼関係の構築	市民への情報提供	1.1 情報発信の充実
		1.2 相談への対応
		1.3 食育の推進
	リスクコミュニケーションの充実	2.1 消費者・事業者・行政による相互理解の推進
		2.2 生産者・食品関連事業者と消費者との相互理解の促進
		2.3 市民の意見を反映した施策の実施

6 基本方針新旧対照表

別紙のとおり

基本方針の新旧対照表

タイトル

現行) 福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針

改定案) 福岡市食の安全・安心の確保に関する基本方針

構成

現行	改定案
改定にあたって 1 改定の経緯 2 基本方針の目的 3 構成 第1章 基本理念 1 基本理念～福岡市の目指す都市像～ 2 食品の安全性及び食の安心の考え方 3 基本方針の位置づけ 1 食品安全基本法 2 福岡市新・基本計画 第2章 関係者の責務と役割 行政(福岡市)の責務 1 (食の安全安心に関する施策の方針) 本市の特性 取組の視点 2 食品関連事業者の責務(自主的な取り組みの行動指針) 3 消費者の役割(自主的な取り組みの行動指針) 4 関係者の連携 第3章 推進体制 1 基本理念の実現に向けて～PDCAサイクル～ 2 計画(P) 3 実施(Do) 4 施策の検証(Check)と見直し(Act)	基本方針策定の背景及び趣旨 第1章 基本方針の位置づけと本市の目指す姿 第1 基本方針の位置づけ 第2 本市の目指す姿 第3 食品の安全性と食の安心について 1 食品の安全性とは 2 食の安心とは 第2章 関係者の責務と役割 第1 行政の責務(施策の方針) 第2 食品関連事業者の責務 第3 消費者の役割 第3章 施策の推進 第1 推進体制 第2 基本方針の見直し
第4章 行政施策の体系 1 最新の科学的知見に基づいた食品の安全性の確保および危機管理の充実 2 食品関連事業者の食の安全安心に関する自主的な取り組みの向上 3 食品関連事業者及び行政への消費者の信頼構築 4 関係者の連携強化	第4章 行政施策の体系 2つの施策の柱をもとに再構築 ≪食品の安全性の確保≫ ≪食の安全・安心に係る信頼関係の構築≫ 詳細は裏面

青書きは、項目の削除等整理する箇所。朱書きは、項目の追加等改正する箇所

現行	改定案	
第4章 行政施策の体系	第4章 行政施策の体系	
1 最新の科学的知見に基づいた食品の安全性の確保 および危機管理の充実	第1 食品の安全性の確保	
1.1 食品関連事業者に対する監視・指導	1 生産から販売に至るまでの食品の安全性の確保	
(1) 生産段階における監視・指導	1.1 生産段階における食品の安全性の確保の推進	関係局連携
(2) 流通実態の把握と指導	(1) <u>農業生産工程管理（GAP）の推進</u>	関係局連携
(3) 製造所、飲食店、販売店における監視指導	(2) <u>家畜伝染病（鳥インフルエンザ等）の発生予防、蔓延防止の対策</u>	関係局連携
(4) 食品等検査の充実	(3) <u>水産物（養殖かき）の衛生管理の推進</u>	その他
(5) 適正表示の実施	1.2 流通拠点における食品の安全性の確保の推進	
(6) 食の安全の確保生産から消費に至るまで食の安全性の確保	(1) <u>中央卸売市場における衛生対策</u>	
1.2 集団給食施設などに対する助言・指導	1.3 製造・加工、流通、販売段階における食品の安全性の確保の推進	
1.3 健康被害発生時の対応	(1) 製造所、飲食店、販売店における監視指導	
1.4 情報の収集、整理、分析および提供	(2) <u>集団給食等への助言、指導（子ども食堂等多様な実施主体を含む）</u>	食の環境変化
食品関連事業者、消費者への情報提供	(3) <u>健康食品に対する監視指導</u>	関係局連携
食中毒、違反食品等に関する報道発表	(4) <u>食物アレルギー対策（子ども食堂等多様な実施主体を含む）</u>	食の環境変化
1.5 検査能力の向上、研究の推進	(5) <u>輸入食品対策</u>	関係局連携
1.6 専門的な職員の養成および資質の向上	(6) 地域の特性・特産品に対する衛生対策	
2 食品関連事業者の食の安全安心に関する自主的な取組みの向上	1.4 食品等検査の実施	
2.1 情報の提供（講習会の開催など）	(1) 食品等検査の実施	
2.2 人材の養成および資質の向上（食品衛生責任者の養成など）	(2) 検査施設の業務管理の実施	
2.3 自主的衛生管理の推進への支援	(3) 調査研究	
2.4 関連業界団体への支援	1.5 適正な食品表示の推進	法改正対応
2.5 食の安全安心に対する自主的な取組みの評価と広報	(1) <u>適正な表示の推進</u>	法改正対応
2.6 地域の特性を活かす支援	(2) <u>食品表示の適正化に係る関係機関との連携</u>	
屋台、辛子明太子など関連事業者の取組み支援	2 食品関連事業者の自主的衛生管理の促進	
3 食品関連事業者および行政への消費者の信頼構築	2.1 事業者への情報提供	法改正対応
3.1 消費者の食の安全性に関する知識と理解を深める支援	<u>2.2 HACCPに沿った衛生管理の推進</u>	法改正対応
3.2 消費者が意見を表明できる場の提供	<u>2.3 自主回収報告制度の活用</u>	
3.3 苦情や相談などに対する迅速で適切な対応	2.4 事業者の自主的衛生管理の促進	
3.4 地域コミュニティとの協働	2.5 人材育成、養成の支援	
4 関係者の連携強化	3 危機管理事案への対応	
4.1 関係部局の連携強化	3.1 食中毒発生時、違反食品発見時の対応	
4.2 関係機関との連携強化	(1) 食中毒発生時、違反食品発見時の対応	
	(2) 食中毒事案及び違反食品に関する情報の公表	
	3.2 危機管理体制の整備	
	(1) <u>食中毒発生時の検査体制の強化</u>	食の環境変化
	(2) <u>関係機関との連携</u>	法改正対応
	(3) <u>災害発生時の食品の衛生対策</u>	その他
	4 職員の人材育成と資質の向上	
	4.1 研修会等への参加	
	第2 食の安全・安心に係る信頼関係の構築	安心取組
	1 市民への情報提供	
	1.1 情報発信の充実	
	(1) <u>市民への情報提供</u>	SNS ・安心取組
	(2) 市の施策に関する情報発信	
	1.2 相談への対応	
	<u>1.3 食育の推進</u>	関係局連携
	2 リスクコミュニケーションの充実	
	2.1 消費者・事業者・行政による相互理解の推進	
	<u>2.2 生産者・食品関連事業者と消費者との相互理解の促進</u>	関係局連携 ・安心取組
	2.3 市民の意見を反映した施策の実施	

現行の施策を基本的に継続し、**朱書き**の施策について追加、強化を実施